

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和5年10月2日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会
記録提出請求経過

令和5年8月28日開催の標記委員会において決定した関係人への記録提出請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和5年9月4日 午後5時40分	千代田庁舎	関係人：田代和正氏へ「記録提出請求書」を郵送。(速達・一般書留・配達証明)	資料1
令和5年9月5日 午前10時47分	田代氏自宅 兼事務所	石岡郵便局により「記録提出請求書」送達。	資料2
令和5年9月21日 午前10時00分	田代氏自宅 兼事務所	事務局により訪問し請求について確認したところ、本人より「対応する」との言を得た。	
令和5年9月27日	千代田庁舎	関係人：田代和正氏より郵便にて返答あり。記録の提出はなし。	資料3

資料 1

か議第 100 号
令和 5 年 9 月 4 日

田 代 和 正 様

茨城県かすみがうら市議会
議 長 小座野 定 信



記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

2. 提出を求める記録

令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿

3. 提出期限

令和5年9月28日(木)

書留・特定記録郵便物等受領証

資料 2

(ご依頼主のご住所・お名前) かすみがうら市上土田461 かすみがうら市議会事務局 様			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
田代 和正 様	[REDACTED]		配達 証明
様	配達証明		
様	配達		石岡 5.9.4 12-18

【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要です。大切に保存してください。

損害賠償額は原則として次のとおりです。

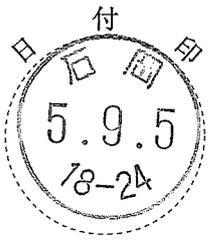
- ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額(上限500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。
- ・現金書留：申出損害要償額欄の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。
- ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
- ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】
フリーコール 0120-232886
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>

日本郵便株式会社

契 U.U.U 印
18-24

郵便物等配達証明書

受取人の氏名	田代 和正 様
お問い合わせ番号	[REDACTED] 号
上記の郵便物等は、5年9月5日に配達しましたので、これを証明します。	
	
日本郵便株式会社	
石岡郵便局	

ユ07370 (2022-SYE)



令和5年9月26日

茨城県かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様かすみがうら市
田代 和正

百条委員会の記録提出請求書について

先般、記録提出請求書を受け取りましたが、弁護士の先生方と相談した結果、まずはお聞きしたいことがあります。

百条調査権は、議会が住民の代表機関として立法・政策形成・批判監視権能を十分に発揮しうるために補助的に与えられた権能であり、地方自治法100条1項のとおり、「普通地方公共団体の事務」に関する調査を行うことが出来るにとどまり、「普通地方公共団体の事務」に属さない事項の調査を行う権限はありません。

今回の百条委員会の調査は、普通地方公共団体であるかすみがうら市に提出された「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」における署名偽造に関する調査を行うとのことですが、前記要望書は既に提出者である私から取り下げられて市から返還されており、現に議題となっている事項にかかわりがなく、市の事務とは全く関係がなくなっています。

まして、今回の調査の対象となっているのは、私が代表として集めた市への「要望書」という文書であり、任意で協力をしてくれた5,221名もの市民の個人情報に関する資料です。

したがって、前記要望書の署名偽造の調査は、そもそも、「普通地方公共団体の事務」に属さない事項の調査であるうえ、市民のプライバシーを侵害する調査であります。新聞に8月28日の委員会で宮嶋謙市長が提出できないと言っておられるという記事がありましたが、市の事務とは全く関係が無くなっているということの表れではないでしょうか？

市が公費を支出して、地方自治法100条1項の要件を満たさない事項について、百条委員会を継続し、百条調査を実施することは、違法・不当な公金支出になりかねないのではないのでしょうか？

また、百条委員会には強力な権限が認められ関係する市民等に大きな負担も強いることから、将来、今回の百条委員会が地方自治法100条1項の要件を満たさないことが判明した場合、議会の責任問題に発展しかねません。

前記要望書が取り下げられ、前記要望書が市の事務の対象外となった現在においても、それでもなお、今後百条委員会を継続し、百条調査を実施するのであれば、本件調査が「普通地方公共団体の事務」に関する調査であることを裏付けるような、裁判例、文献など客観的根拠に基づく法的意見を書面で頂けないでしょうか？

市の公費を支払って、すでに今回の百条委員会のオブザーバー弁護士が選任されているようなので、まずは、同弁護士から上記のような客観的根拠に基づく法的意見を書面で頂きたいと思います。その法的根拠等が示されない現時点では、百条委員会そのものの存在意義が分かりませんので、その存在意義を明確にして頂きたいです。私一人に示すのではなく、百条委員会の方全員ひいては市民の多くが納得できるように明確にしてください。以上